

京都市建設局所管の都市公園における公園施設の設置又は管理の許可に関する基準

都市公園法第5条第1項の規定に基づく公園施設の設置又は管理の許可（同項の規定に基づく変更許可を含む。）に係る基準は、下記のとおりである。

記

1 審査基準

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則、京都市都市公園条例、同条例施行規則、本市の都市公園に関する要綱その他関連法令に合致するものであること。
- (2) 他の利用者の通常の利用に迷惑や支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 公園施設を破損し、又は汚損するおそれがないこと。
- (4) 騒音等により公園の静けさを損なわないこと。
- (5) 事故が発生するおそれがないこと。
- (6) 公園に隣接して居住する者に迷惑を掛けるおそれがないこと。
- (7) 都市公園の種類、規模、設置目的、利用の実態等に適合するものであること。
- (8) 公園利用者、地域住民等の理解が得られるものであること。
- (9) 公共の福祉、公序良俗等に反するものでないこと。
- (10) 専ら私的な利益を目的としていないこと。

2 標準処理期間

申請があった日の翌開庁日から起算して21日とする。ただし、当該申請の補正を求めた場合において、当該補正をするために要する期間は、含まない。

附 則

この基準は、令和6年9月6日から施行する。